

一般社団法人日本環境化学会 調達ポリシー

令3ポ1号
2021年5月18日制定

本規定は、一般社団法人日本環境化学会（以下「本会」という。）の調達に関しその方針を示すものである。

1. 公平な調達

一定額以上の物品、役務等の調達に際し契約を締結する場合は、下記の競争に付さなければならない。

1) 一般競争入札

定義：不特定多数の供給者に入札による調達を行う旨を公示し、調達する物品等又は特定役務の名称及び数量、競争に参加するものの必要な資格、物品等の納入期限又は特定役務の履行期間等についての規定を満たした者に対し応札させる。

対象：1回の調達価格が400万円を超える場合、または連続する2年度にわたり調達価格の総額が800万円を超える場合。

2) 指名競争入札

定義：調達する物品等又は特定役務の名称及び数量、競争に参加するものの必要な資格、物品等の納入期限又は特定役務の履行期間等についての規定を満たした複数の者を指名して応札させる。

対象：1回の調達金額が200万円を超える場合、または、連続する2年度にわたり調達金額の総額が400万円を超える場合。

なお、上記に言う一定額未満の場合、または契約が次の各号に該当する場合においては、上記の規定にかかわらず、随意契約をすることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に付すことが適当でないとき。
- (2) 緊急を要する場合で、競争に付すことができないとき。
- (3) 競争に付すことが、不利と認められたとき。
- (4) 競争に付しても入札者がいないときに、再度の入札に付しても落札者がいないとき。

2. 随意契約の公正な実施

随意契約を実施するにあたっては、以下の各号について適切に検討した上で実施する。

- (1) 随意契約の理由が1. 条各号に規定する場合の該否
- (2) 契約の相手方が適正に選定されているか否か
- (3) 随意契約の事務手続きが公正かつ適正であるか

3. 環境への配慮

国内外の関連法規を遵守し、環境に配慮した取引に努めることとする。

附則

本内規は2021年5月18日より施行する。